

ごかの お知らせ

(No.466)

お知らせ

ごみの出し方に注意を

(生活安全課)

ごみの分別方法について、次のことに注意をお願いします。

【雑草】 土をきちんと払い落とし、土が付いていない状態で袋に入れ、可燃ごみの回収日に集積所へ出して下さい。

※土や泥は混入させないでください。

【ペットボトル】 ペットボトルは、飲料、酒類、しょうゆが入っていたもので、無色透明なもののみです。

ラベルとキャップをきちんと分別して出してください。

※色付きのペットボトル、洗剤

や油が入っていた容器は、可燃ごみの回収日に集積所へ出して下さい。

【かん類】 お菓子の缶や粉ミルクの缶については、可燃ごみとなりますので、かん類に混入させず、可燃ごみの回収日に集積所に出して下さい。

【剪定枝】 1本の太さが5cm以下、束ねた直径が30cm以下になるように束ねて下さい。

以上の内容が守られていないものは、回収することができませんのでご注意ください。

その他、ごみの分別等で不明な点がありましたら、ごみ収集カレンダーでの確認または生活安全課までお問い合わせください。

※ごみ出しの時間は、当日の午前8時までです。集積所はごみ捨て場ではありません。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G

☎(84) 3618 (直通)

農用地区域からの

除外申請受付を 一時中断します

(産業課)

町では、平成26年度から平成27年度にかけて、農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。

この計画は、農業の健全な発

展や農地の合理的な利用に役立つための基本計画となるものです。

農地を宅地などに利用する場合、その土地が農用地区域に指定されているときには、農用地からの除外（農振除外）の手続きが必要です。

現在、年3回（2月、6月、10月）受付を行っておりますが、計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取のため、次の期間中農用地区域からの除外申請受付を一時中断します。

○受付中断期間

平成26年11月1日～

平成28年3月31日

（平成27年2月、6月、10月、平成28年2月の受付）

※次回申請受付（平成26年10月）が最終となります。

※関係機関との協議等の進捗状況によっては、見直し完了が予定より遅れることもありま

すので、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84) 2582 (直通)



小児マル福が変わります

(町民税務課)

10月1日診療分から、県の小児マル福制度が変わることにより受給対象者等が変わります。

	現在	変更後	
対象者	小学6年生まで	中学3年生まで	
外来自己負担金の助成	支払い後還付	未就学児まで	小学1年生～ 中学3年生
		支払い後還付	支払い後還付なし
※外来自己負担額 1医療機関1回600円まで（月2回まで）を 外来自己負担金として医療機関へお支払いいただきます。			

対象者には個別に通知を出す予定です。詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84) 1965 (直通)